平成２２年（フ）第８９７号
愛知県豊田市新生町１丁目１番地５　バンベール新生公園203号
債務者　横井　浩二
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０６９号
横浜市磯子区岡村６丁目16番21―501号
債務者　高山　宗泰
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江塚　正二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２８９号
京都府城陽市寺田樋尻43番地の８　クラウンビル206号
債務者　堀井　泰枝
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三野　岳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９７６号
埼玉県狭山市狭山18番５号　清水ハイツＡ―207、前住所埼玉県狭山市大字下奥富1382番地の１　渡邉方
債務者　須田恵万理（旧姓川野）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９８０号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金873番地６　コーポ久保103号
債務者　小國　敬治
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０１１号
埼玉県ふじみ野市丸山３番２号
債務者　大瀧　邦彦
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０１２号
埼玉県川越市旭町３丁目16番地１　内田ハイツ102号室
債務者　笹島士真子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０１３号
埼玉県入間市高倉５丁目３番５号
債務者　平野井直人
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２１２号
札幌市西区発寒14条１丁目４番11号　メゾンドサンＢ２号
債務者　鹿内亜紀子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７４７号
札幌市清田区北野３条４丁目３番15号
債務者　後藤　博司
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２６９号
札幌市厚別区厚別中央４条５丁目４番１―410号
債務者　高橋　結佳（旧姓坂下）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３６７号
札幌市豊平区平岸３条12丁目４番18号　パストラル平岸303号
債務者　成田　良子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４３３号
札幌市中央区宮の森１条10丁目６番32号
債務者　竹原　重信
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４３４号
札幌市中央区宮の森１条10丁目６番32号
債務者　竹原いづみ
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４７３号
札幌市清田区真栄１条２丁目33番６号　ダイヤフレンド平岡205号
債務者　本間真奈美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５５６号
札幌市白石区北郷９条８丁目８番28号
債務者　合濱　昭穂
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６１０号
札幌市厚別区厚別南２丁目３番26号　プリマカーサ南館101
債務者　伊吹　勝法
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部